

第3節 財務局との連携

I 財務局との関係

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務局長又は財務支局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては金融庁長官が財務局長又は財務支局長を直接指揮監督することとしている。

II 財務局長会議等

金融庁と財務省財務局（以下「財務局」という。）との間の十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催している（資料2－3－1参照）。

1. 財務局長会議

財務局長をメンバーとする会議（他に金融安定監理官、東京財務事務所長も参加）で、定例的に年4回（7月、9月、1月、4月）開催している。

2. 理財部長会議

理財部長をメンバーとする会議（他に理財部次長、検査監理官、金融監督官、東京財務事務所次長も参加）で、定例的に年2回（10月、3月）開催している。

（上記のほか、各局において、財務局の課長クラス等を対象とした会議を開催している。）

III 地方講演会

金融行政に対する理解を得る観点から、金融庁では、各財務局主催により、地元金融機関等を対象とした金融庁幹部による地方講演会を開催してきたところである（12事務年度においては、8～9月に11財務（支）局において地方講演会を実施）（資料2－3－2参照）。